



令和2年4月22日発信

報道関係者 各位

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける中小事業者向けの 金融支援策を拡充します

飯山市では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、売り上げの減少など経営への影響を受ける中小事業者等の向けに3月に設けた金融支援策を強化するため、下記のとおり拡充します。今回の拡充により貸付利率の引き下げを行い、融資を受けた際の利子が実質2年間無利子となります。

1 金融支援の概要

(1) 対象資金等

- ①資金区分 緊急経済対策資金（新型コロナウイルス感染症対策）
- ②融資限度額 1,000万円 → 拡充後）2,000万円
- ③貸付利率 1.5% → 拡充後）1.0%
- ④融資対象期間 令和2年4月22日～令和3年3月31日
- ⑤その他 拡充後）既に融資を受けている飯山市制度資金からの借り換えが可能

(2) 支援内容

- ①利子補給
 - 1) 利子補給率 1.0%
 - 2) 利子補給期間 2年間
- ②信用保証料補助 補助率100%

(3) 支援対象者

- 次のいずれかに該当する中小企業者（小規模事業者含む）
- ①セーフティーネット保証制度4号または5号に該当する方
 - ②危機関連保証の適用を受ける方

2 お問い合わせ先

飯山商工会議所 電話62-2162

飯山市役所 商工観光課商工係 電話62-3111

<担当課>

飯山市 経済部 商工観光課
（課長）小野幸司 （担当者）春日直樹
住所：飯山市大字飯山1,110-1
電話：0269-62-3111（内線211）
ファクシミリ：0269-62-6221
電子メール：shoukan@city.iiyama.nagano.jp